

<別紙>産業競争力基盤強化商品に関する省令（案）における半導体の補足資料

令和6年度税制改正大綱において戦略分野国内生産促進税制の対象となるものとして示された半導体について、産業競争力基盤強化商品に関する省令（案）第一号ロ（3）に掲げる半導体は、その他のアナログ半導体に限るものである。

以上